

公立大学法人広島市立大学情報セキュリティ 対策規程

平成22年4月1日

規程第30号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）における情報セキュリティ対策の実施に当たり必要となる事項を定め、もって法人の保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するとともに、法人の情報システムの公開性及び利便性を確保し、教育研究活動を活性化することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること、並びにサイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。
- (2) 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに係るシステム（情報ネットワークに接続する機器を含む。）で、次のものをいう。
 - ア 法人により、所有又は管理されているもの
 - イ 法人との契約又は他の協定等に従って提供されるもの
- (3) 情報 次のものを総称していう。
 - ア 情報システム内部に記録された情報
 - イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
 - ウ 情報システムに関係がある書面に記載された情報
- (4) 情報資産 情報システム及び情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) インシデント 情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、法人の規定又は法律に反する事故又は事件をいう。
- (7) 実施基準 この規程に基づいて策定される情報セキュリティ対策を行うための指針をいう。

- (8) 手順 実施基準に基づいて策定される情報セキュリティ対策を行うための具体的な手順及びマニュアルをいう。
- (9) 情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。） この規程、実施基準及び手順の総称をいう。
- (10) 教職員 本学に勤務する役員及び職員（臨時職員、非常勤職員及び特任教員を含む。）をいう。
- (11) 学生 本学に在籍する学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生をいう。
- (12) 利用者 教職員及び学生で、情報システムを利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (13) 臨時利用者 教職員及び学生以外の者で、情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (14) 部局 次の組織を単位として部局という。
- ア 国際学部・国際学研究科
 - イ 情報科学部・情報科学研究科
 - ウ 芸術学部・芸術学研究科
 - エ 広島平和研究所・平和学研究科
 - オ 附属図書館
 - カ 国際センター
 - キ 情報統括センター
 - ク 芸術資料館
 - ケ 地域共創センター
 - コ キャリアセンター
 - サ 心と身体の相談センター
 - シ 事務局
- (15) CSIRT 本学において発生が予見される又は発生したインシデントに対処するため設置された体制をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、法人の情報システムを運用・管理する者並びに利用者及び臨時利用者に適用する。

（最高情報セキュリティ責任者）

第4条 情報システムの運用に責任を持つ者として、法人に最高情報セキュリティ責任者を置き、情報統括センター長をもって充てる。

2 最高情報セキュリティ責任者は、ポリシーの決定や情報システム上での各種問題を統括するほか、情報セキュリティの確保に必要な事項を総括する。

3 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関し専門的な知識及び経験を有する者を情報セキュリティアドバイザーとして置くことができる。

(全学情報セキュリティ実施責任者)

第5条 法人に全学情報セキュリティ実施責任者を置き、情報統括センター副センター長をもって充てる。

2 全学情報セキュリティ実施責任者は、最高情報セキュリティ責任者を補佐するとともに、最高情報セキュリティ責任者の指揮監督の下、情報システムの整備と運用に関し、ポリシーを徹底するほか、情報システムの運用に携わる者、利用者及び臨時利用者に対して、情報システムの運用及び利用並びに情報セキュリティに関する教育を企画し、ポリシーの遵守を確実にするための教育を実施する。

3 全学情報セキュリティ実施責任者は、最高情報セキュリティ責任者に事故があるときは、その職務を代行する。

(情報セキュリティ委員会)

第6条 法人における情報セキュリティに関し必要な事項を審議するため、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条の規定に基づき情報セキュリティ委員会を設置する。

2 情報セキュリティ委員会に関し必要な事項は、公立大学法人広島市立大学情報セキュリティ委員会規程（平成23年公立大学法人広島市立大学規程第34号）で定める。

(情報統括センターの所掌)

第7条 情報統括センターは、情報セキュリティに関し、最高情報セキュリティ責任者の指揮監督の下、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 情報システムの運用及び利用におけるポリシーに関する総合調整
- (2) インシデントの再発防止に関する総合調整
- (3) 研修計画、リスク管理及び非常時行動計画等の策定及び実施
- (4) 情報システムのセキュリティに関する連絡及び通報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、最高情報セキュリティ責任者が必要と認める事項

(部局情報セキュリティ責任者)

第8条 各部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

2 部局情報セキュリティ責任者は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 部局における情報システムの運用方針の決定及び部局の所管する情報システム上の各種問題に対する処置
- (2) 部局の所管する情報システムの構成の決定及び技術的問題に対する処置の統括
- (3) 部局におけるポリシーの徹底及び実施
- (4) 部局におけるインシデントの再発防止策の検討及び実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部局における情報セキュリティに関し必要な事項

(部局情報セキュリティ責任者補佐)

第9条 部局情報セキュリティ責任者を補佐させるため、各部局に部局情報セキュリティ責任者補佐を置き、当該部局に所属する職員のうちから各部局情報セキュリティ責任者が指名する。

- 2 部局情報セキュリティ責任者補佐は、部局情報セキュリティ責任者の指揮監督の下、部局における情報システムの運用の技術的実務を担当し、部局情報セキュリティ責任者を補佐する。

(情報セキュリティ監査責任者)

第10条 情報セキュリティに関し監査を行うため、情報セキュリティ監査責任者を置き、最高情報セキュリティ責任者が指名する。

- 2 情報セキュリティ監査責任者は、ポリシーの遵守状況及び情報資産の管理・運用状況その他情報セキュリティに関し、定期又は随時に監査を行い、その結果及び改善案等を最高情報セキュリティ責任者へ報告する。

- 3 監査に関し必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が別に定める。

(役割の分離)

第11条 情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を同じ者が兼務しないものとする。

- (1) 承認又は許可事案の申請者とその承認又は許可を行う者
- (2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(CSIRT)

第12条 インシデントの発生が予見される場合及び発生時に迅速かつ円滑な対応を図り、その拡大及び再発を防止するためにCSIRTを設置する。

- 2 CSIRTは次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 最高情報セキュリティ責任者
- (2) 全学情報セキュリティ実施責任者

- (3) インシデントが発生した部局の部局情報セキュリティ責任者
- (4) その他事案により最高情報セキュリティ責任者が必要と認める者

3 CSIRTはインシデント対応に係る次に掲げる事項を実施する。

- (1) インシデントの通報、対応及び報告
- (2) インシデントに関する連絡調整
- (3) 部局等に対する被害の拡大防止を図るための応急措置の指示又は勧告
- (4) インシデントの発生原因の調査及び再発防止策の立案

(法人外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第13条 最高情報セキュリティ責任者は、法人外に対して情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての基準を整備する。

(情報システム運用の外部委託管理)

第14条 最高情報セキュリティ責任者は、情報システムの運用業務のすべて又はその一部を第三者に委託する場合（再委託等を含む。）は、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

(研修)

第15条 全学情報セキュリティ実施責任者は、利用者及び臨時利用者に対し、情報システムの取扱いについて理解を深め、情報セキュリティに関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

(点検)

第16条 全学情報セキュリティ実施責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況について、定期的に、又は随時に点検を行い、その結果を最高情報セキュリティ責任者に報告する。

(見直し)

第17条 最高情報セキュリティ責任者は、ポリシーの実施に際して課題及び問題点が認められる場合は、実施基準及び手順の見直しを行う。

2 法人の情報システムを運用・管理する者並びに利用者及び臨時利用者は、ポリシーの実施に際して課題及び問題点が認められる場合は、当該内容を最高情報セキュリティ責任者に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。